

避難所運営マニュアル



2019年4月(改1)

東灘小学校区防災福祉コミュニティ
避難所もっとより良くプロジェクト

目 次

避難所の運営体制づくり	1
【図 3】避難所運営本部 組織図	2
運営の役割分担	
（1）会長、副会長	3
（2）総務班	4
（3）管理班	5
（4）情報班	7
（5）物資班	8
（6）施設班	9
（7）保健衛生班	10
（8）ボランティア対応班	13
（9）救護班	14
東灘小学校周辺の主な病院	15
「知っておくべき救護班の知識」	
■支援が必要な高齢者	16
■視覚に障がいのある人	17
■聴覚・言語に障がいのある人	18
■手や足に障がいのある人	19
■内部障がいのある人	20
■知的障がい・精神障がい・発達障がいのある人	21
■難病者・希少難病者	23
■妊産婦・乳幼児	24
■外国人	25
■支援が必要なけが人	26
「緊急避難場所」「避難所」「福祉避難所」について	27
居住地区について	28
避難所運営ルール（案）	29
〈参考〉避難所運営の基本的な考え方	30
〈参考〉避難所運営に携わる人の役割	31
〈参考〉ペットの問題が生じた場合	32
〈付録〉ダンボールついたての作り方	33
〈付録〉簡易ダンボールトイレの作り方	34
〈付録〉じゃがりこサラダの作り方	35
【様式 4】「避難所運営本部会議・記録用紙」	
【様式 5】「取材など対応票」	
【様式 6】「外泊届け」	
【様式 7】「郵便物など受取簿」	
【様式 8】「備蓄品（食料・物資）確認票」	
【様式 9】「食料依頼伝票」	
【様式 10】「物資依頼伝票」	

■避難所の運営体制づくり

- ・避難所への受け入れが落ち着いてくれば、初動対応から本格的な避難所運営に移行します。
- ・避難所での生活におけるルールや課題を解決し、被災者が安定した状況で尊厳をもった生活ができるよう、本格的な運営組織づくりを行います。

(1) 避難所運営本部

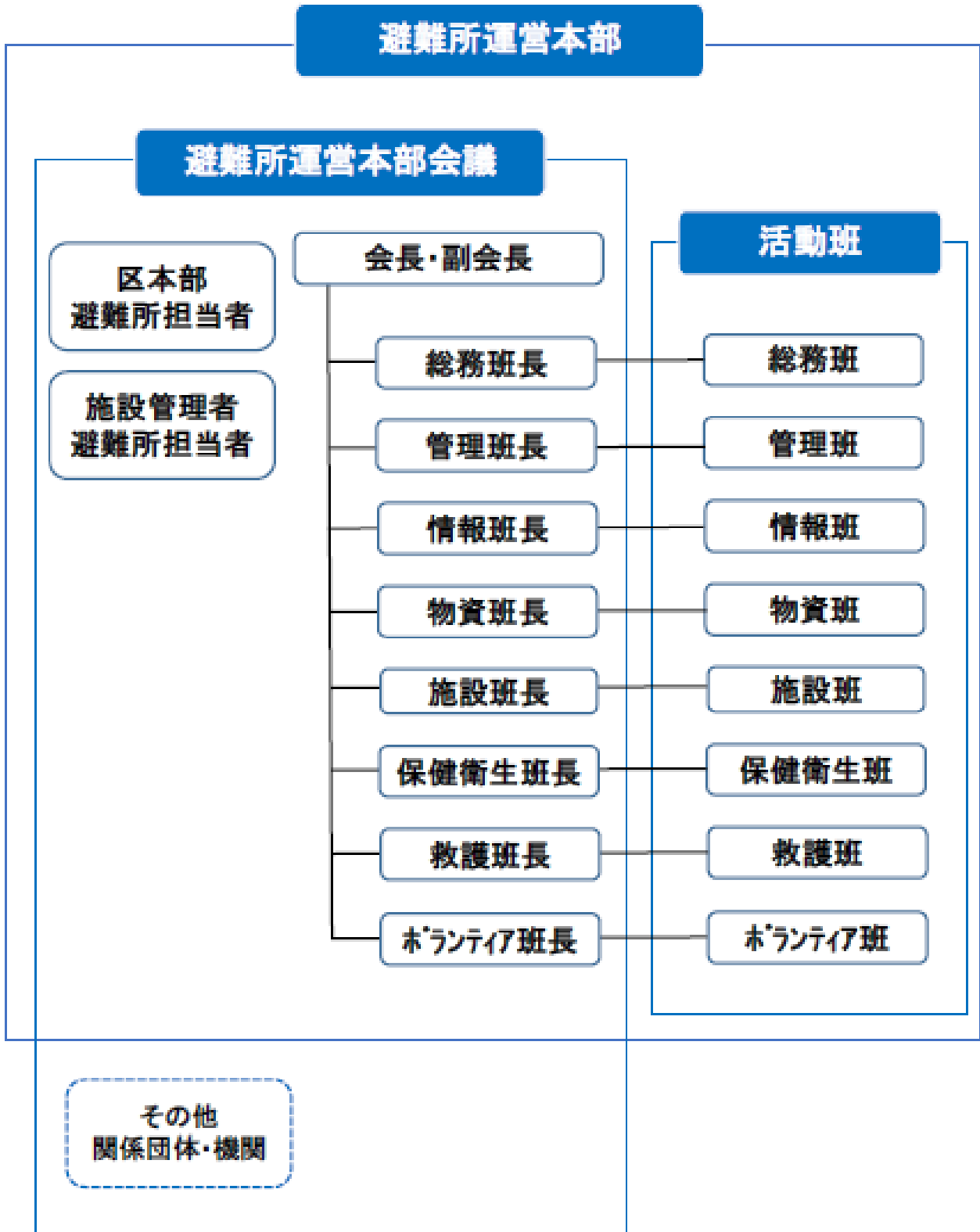
- ・運営主体として、「避難所運営本部」を立ち上げます。
※避難所運営本部組織図【図3】=P2
- ・会長1名、副会長1名を決めます。
- ・「避難所運営本部」には、避難者それぞれが仕事を分担して避難所運営を行うため、各種の活動班を置きます。
- ・活動班の種類は、「総務」「管理」「情報」「物資」「施設」「保健衛生」「救護」「ボランティア対応」で構成します。

(2) 避難所運営本部会議

- ・会長、副会長、東灘区本部避難所担当職員、施設管理者（東灘小学校担当者）、活動班の各班長で組織する「運営本部会議」を開催します。
- ・ボランティアが一定の役割を担っている場合には、必要に応じて参加を要請します。
- ・避難所開設直後は、朝食および夕食後を目安に1日2回開催を基本とします。
- ・朝の会議では伝達事項の共有、夜の会議では問題点の話し合いを中心に行います。
- ・連絡事項が減少してくれば、朝の会議は省略するなど、負担の軽減を図ります。

【図3】

避難所運営本部 組織図



運営の役割分担

(1) 会長、副会長

- ・会長は、「避難所運営本部」の代表者として本部を統括します。
- ・マスコミ等の取材、調査に対しては原則、会長が対応します。
- ・会長はあらかじめ取材者に対し、避難者のプライバシーに十分配慮すること及びそれが守られない場合は取材を中止することを伝えます。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合に代理を務めます。

(2) 総務班

○「避難所運営本部」の事務局を担い、避難所運営の総括を行います

○避難所内の情報を一本化し、本部会議の議事や避難所での出来事を記録します。

※避難所運営本部会議・記録用紙【様式4】

○総務情報（避難者総数、連絡先など）の管理をします。

○避難所担当職員と連携し、区本部との連絡調整に関する窓口を担います。
毎日午後5時現在の避難所状況を区災害対策本部に報告します。

⇒避難所状況報告書【様式3】

○取材、マスコミへの窓口として対応します。

- ・取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて運営本部会議で決定します。

- ・避難所で取材等を行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、「取材など対応票」に記入してもらいます。

※取材など対応票【様式5】

- ・取材者バッチまたは腕章を付けるなど、避難所以外の人が避難所内に立ち入る場合には、身分を明かしてもらいます。

- ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は、その居住者の了解を得た場合を除き、禁止します。

- ・避難所の見学には必ず班員が立会い、避難者に対する取材へは班員を介して避難者が同意した場合のみとします。

○在宅避難者への対応は、避難所担当職員と連携して行なってください。

(3) 管理班

○避難者名簿の作成及び管理を行います。

- ・避難者を各避難スペースに誘導した後「避難者名簿（※様式2）」を世帯単位で配布し、記入を依頼し、回収します。
- ・体調が悪い方、目の悪い方、外国人等については、記入を手伝います。
- ・避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、取り扱い・保管には、厳重に注意します。

○在宅避難者名簿の作成及び管理を行います。※在宅避難者名簿【様式1】

○退所者、入所者の管理を行います。※避難者名簿【様式2】

- ・退所する方がいる場合、避難者名簿に記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。
- ・退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるように、総務班に情報を伝えます。
- ・入所する人がいる場合、避難者名簿に記入を依頼します。
- ・空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。
- ・避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。

○外泊者の管理を行います。※外泊届け【様式6】

- ・避難所居住者で外泊する人がいる場合、外泊届出用紙に記入を依頼します。

○郵便物、宅配物の取り次ぎを行います。※郵便物など受取り簿【様式7】

- ・郵便物等は、郵便局員や宅配業者から避難者へ直接手渡してもらうこととしますが、防犯の観点から、受付に一言声をかけるよう協力を依頼します。
- ・避難者名簿に登録している受取者が不在の場合、一般郵便物（ハガキ・封書）は受付で保管します。この場合、「郵便物等受取簿」に記入するとともに、郵便物等の紛失がないように十分に注意します。
- ・受け取りは原則として本人が取りに来ることとし、受け取りの際は「受取月日」「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・障がい者など、受け取りが困難な場合は管理班が届けます。

○避難者に関する問い合わせ（安否確認、伝言、訪問者など）への対応を行います。

- ・災害発生直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到し、避難所には様々な人々が入り出ることが予想されます。そこで安否確認には、作成した避難者名簿に基づいて迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、訪問者（部外者）が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。

〈安否確認への対応〉

- ・被災直後は、学校あてと、避難者あてにかかってくる電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、学校と調整します。
- ・電話番号を当番制にするなどして、特定の人に負担がかからないようにします。
- ・問い合わせに対しては、作成した避難者名簿に基づいて迅速に対応します。

〈避難者への伝言〉

- ・学校内の電話は直接避難者へは取り次ぎません。
- ・避難者へ伝言し、折り返しかけ直してもらいます。
- ・伝言方法については、①口頭で伝える②伝言板に記入する③校内放送を利用する—など緊急度やその時の状況に応じて対応します。
- ・要援護者には、その障害等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。

〈訪問者への対応〉

- ・避難者以外は、原則として居住空間に立ち入らせないようにします。
- ・入口付近を面会場所として用意し、面会はそこで行わせるようにします。

(4) 情報班

○避難所担当職員と連携し、行政からの情報収集を行います。

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集します。
- ・定期的に区や出張所に出向くなどして、公開されている情報を収集します。

○メディアなどからの情報収集を行います。

- ・テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから情報を収集します。
- ・集まった情報をわかりやすく整理します。
- ・情報は常に新しくなるので、情報を受けた日時は必ず明記します。

○他の避難所との情報交換を行います。

- ・開店している公衆浴場、商店の情報など、その地区独自の情報は口コミの情報が非常に有効であり、近隣の避難所と情報交換することで地域の状況を把握します。
- ・情報源については明確に把握し、デマに踊らされることのないように十分に注意します。

○避難所の内に向けた情報伝達を行います。

- ・避難所内での情報伝達は、原則として文字情報(張り紙など)によるものとしますが、例えば、視覚障害者が避難している場合は、拡声器の使用や点訳ボランティア、音訳ボランティアの配置、外国人が避難している場合は通訳ボランティアの配置など、災害時要援護者の障害等に対応できる適切な手段により確実に伝達します。
- ・避難者や在宅被災者に区災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」を設置及び管理します。
- ・避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかけます。
- ・掲示板に掲載する情報には必ず、掲示開始日時を掲載し、いつ時点の情報であるかを明確にします。
- ・特に重要な項目については、本部に連絡し、会長か副会長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらいます。

(5) 物資班

○物資班が立ち上がった時点の備蓄物を確認します

※備蓄品（食料・物資）確認票【様式8】

○避難所担当職員と連携し、食料や物資の計画的な調達、受け入れ、配布を行います。

・必要な食料・物資を区災害対策本部に報告します。

FAX078-841-3735 ☎078-841-4131

※食料依頼伝票【様式9】

※物資依頼伝票【様式10】

○区災害対策本部から届いた食料・物資を「備蓄品（食料・物資）確認票」に記入し、管理します。

(6) 施設班

○学校に備え付けの資機材を使用する場合、学校責任者と協議します。

○学校責任者と連携し、学校内の安全確認と、危険箇所や立ち入り禁止区域などへの対応を行います。

- ・応急危険度判定については、目視で危険と思われる場合は学校か区災害対策本部へ応急危険度判定士の派遣を要請し、できるだけ早急に行ってもらいます。
- ・危険と判定された箇所については、立ち入りを厳重に禁止し、張り紙や進入禁止のロープを用いるなどして、注意を呼びかけます。
- ・特に子どもなどが立ち入る可能性のある危険箇所については、バリケードを作るなどして厳重に立ち入りを禁止します。
- ・避難所開設時、アリーナは地区別にレイアウトしましたが、共同生活が円滑に進められるよう、状況に見合ったレイアウトに変更してください。福祉避難コーナーも同様に対応してください。

○治安悪化、防火、防犯などへの対応を行います。

- ・火気の取り扱い場所を制限し、室内は火気厳禁・禁煙とします。
- ・部屋ごとに火元責任者を決め、ストーブなどの室内で使用する火気については、厳重に管理します。
- ・部屋単位、個人単位で所有する火の元(カセットコンロ等)の配置場所に注意します。目につきやすく、燃えやすいものから離れていることが必要です。
- ・火気を取り扱う場所には必ず消火器、消火バケツを設置します。
- ・避難所では、不特定多数の人の出入りが可能となるため、日中は入口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとってください。
- ・夜間、入口の扉は原則として閉鎖してください。

○夜間の当直・巡回当番を取り仕切ります。

- ・被災地が混乱している間は、避難所内の治安を維持するため夜間巡回を行います。
- ・異常発生時に備えて夜間の当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとるようにします。

(7) 保健衛生班

○ごみに関することの調整を行い、学校敷地内の屋外で、以下のような場所にごみ集積場を設置します。

- ・清掃車が出入りしやすい場所
- ・調理室など、衛生に対して十分に注意を払う施設から離れた場所
- ・居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所
- ・直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
- ・ごみの分別収集を徹底し、ごみ集積場は清潔に保ちます。
- ・通常通りの分別収集をするよう呼びかけます。
- ・危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払います。
- ・各世帯から出るごみは、基本的に居住地区ごとにごみ袋を設置してまとめ、ごみ集積場に捨てます。
- ・ごみの収集が滞り、やむを得ない場合、区災害対策本部と協議し、火災防止に充分配慮した上で、焼却炉などで焼却処分することも考えられます。

○入浴に関することの調整を行います。

- ・学校内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合、地域内に公衆浴場があれば、その開設状況を把握し、利用を呼びかけます。
- ・学校内に仮設風呂・シャワーが設置された場合、男女別に利用時間を設定し、当番を決めて交代で清掃を行います。

○トイレに関することの調整を行います。

①学校内のトイレの排水管が使用可能かどうかを早急に調べます。

- ・排水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水（プールの水など）を確保し、トイレを使用します。
- ・使用不可能な場合は、「使用禁止」の張り紙をするなどして避難者に知らせます。

②既設トイレが使用できない場合

- ・多数の避難者がいる場合は、既設トイレの使用可否に関わらず、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数(概ね100～75人当たり1基)を区災害対策本部に連絡します。
- ・屋外で照明設備を確保しないといけない場合もあります。

- ③トイレの衛生には十分な注意を払います。
- ・トイレの清掃・消毒は、定期的に（毎日数回ずつ）行います。
 - ・避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかけます。
 - ・トイレ入口には消毒用ペーパーなどを手洗い用として用意します。
 - ・清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意します。

○清掃に関する調整を行います。

- ・多くの人が共同生活を行う避難所では、避難者全員が所内の清掃を心がけます。
- ・共用部分の掃除は居住地区を単位に当番制を作り、交代で清掃を実施します。
- ・居室部分の掃除は、毎日1回の清掃時間を設け、実施します。

○衛生管理の啓発を行います。

①「手洗い」を徹底します。

- ・手洗い用の消毒液を校舎入口やトイレなどに用意し、手洗いを励行します。

②食器の衛生管理を徹底します。

- ・衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器を使用します。
- ・使い捨ての食器を十分に調達できない場合には、通常の食器にラップをまくなどして有効的に再利用します。
- ・食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任をもって行います。

③感染症に十分な予防策を講じます。

- ・マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜、食料・物資班の担当者を通して、区災害対策本部に要望します。

○生活用水の調達と管理を行い、避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別します。

①飲料・調理用

- ・原則として救援物資として届くペットボトルを使用します。
- ・ペットボトルはできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないよう注意します。
- ・ペットボトルの水が確保できない場合には、給水車の水を利用し

ます。

②手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用

・給水車の水の使用を基本とし、水の保管は、清潔を保つように留意します。

③風呂・洗濯用

・給水車の水の使用を基本とします。

④トイレ用

・西校舎 6 階のプールの水を使用してください。プールの水がなくなった場合は、給水車の水を使用します。

《用途別の生活用水の使い方の例》

水の種類 \ 用途	飲料用 調理用	手洗い、歯磨き、 洗顔、食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水(ペットボトル)	◎	○	—	—
給水車の水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

(凡例) ◎：適切な使用方法、○：使用可、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：使用不可

(8) ボランティア対応班

- ボランティアにどんな協力を求めるか、運営本部会議に諮ります。
- 区災害対策本部にボランティアの派遣要請をします。
 - ・避難所運営の中で特にマンパワーのかかる部分については、区災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じて支援を受けます。
- 避難所を直接訪ねてきたボランティアについては、原則として県や市・区の受入窓口でボランティア登録を行うよう依頼します。
また、保険加入を済ませておくよう伝えてください。

(9) 救護班

- 近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備えます。
 - ・避難所に救護所が開設されていない場合には、地域内の救護所の開設状況を把握します。
 - ・次ページの医療機関の開設状況を把握し、事前に緊急の場合の往診等の協力を依頼します。

- 学校責任者に保健室の開設を要請します。
 - ・発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診療が不可能となっていることが考えられます。疾病者に対応するためにも、保健室の開設を要請します。
 - ・避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関に応援を要請します。
 - ・避難者の中に、医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請します。

※全体受付で医師、看護師を把握するようにしてください。

- 北校舎 1 階の福祉窓口避難所内の病人・けが人、要援護者について把握するとともに、個別の要望を収集し、適宜各活動班に対応を依頼します。
 - ・病人・けが人、災害時要援護者については、以下の 3 点について把握します。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意します。
 - ①氏名、年齢、病名、通常使用している薬
 - ②かかりつけの医師
 - ③食事、物資等の個別の要望

- 要援護者のうち、避難所での生活が困難な人については、設備のある別の避難所や福祉施設への移転、又は病院への収容も検討し要請します。

- 医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会などを定期的を開催します。

東灘小学校 周辺の主な病院

病院名	電話番号	住所
総合病院		
甲南病院	8 5 1 - 2 1 6 1	鴨子ヶ原 1-5-16
六甲アイランド甲南病院	8 5 8 - 1 1 1 1	向洋町中 2-11
東神戸病院	8 4 1 - 5 7 3 1	住吉本町 1-24-13
宮地病院	4 5 1 - 1 2 2 1	本山中町 4-1-8
神戸海星病院	8 7 1 - 5 2 0 1	灘区篠原北町 3-11-15
神戸赤十字病院	2 3 1 - 6 0 0 6	中央区脇浜海岸通 1-3-1
神戸中央市民病院	3 0 2 - 4 3 2 1	中央区港島南町 2-1-1
神鋼記念病院	2 6 1 - 6 7 1 1	中央区脇浜町 1-4-47
市立芦屋病院	0 7 9 7 - 3 1 - 2 1 5 6	芦屋市朝日ヶ丘町 39-1
外科系		
原元クリニック	4 5 3 - 7 1 1 0	森南町 1-13-13-201
村田泰正クリニック	4 3 6 - 1 0 8 8	森南町 1-5-1-126
川島クリニック	4 1 1 - 2 6 0 0	深江南町 1-12-13
成山クリニック	4 5 2 - 8 8 9 8	本山南町 4-1-3
仁科整形外科	4 5 1 - 1 0 8 0	北青木 2-6-7
内科・小児科系		
中川医院	4 3 1 - 6 8 8 0	深江北町 3-4-22
河合医院	4 1 1 - 2 8 9 2	深江北町 3-10-8
内山医院	4 1 2 - 5 0 6 0	深江北町 4-10-15
博心会クリニック	4 4 1 - 1 2 3 4	深江本町 3-8-22
市橋クリニック	4 1 1 - 0 6 1 9	深江北町 5-7-15
児島医院	4 3 1 - 0 6 9 6	深江北町 2-8-26
小谷医院	4 5 2 - 8 0 3 1	深江南町 2-8-7
深山医院	4 5 3 - 2 2 3 3	深江本町 3-2-30-102
杉原医院	4 1 1 - 9 2 7 5	本山南町 2-1-8
産科・婦人科		
ナカムラクリニック	8 5 1 - 0 0 3 1	御影本町 2-9-1
人工透析		
住吉川病院	4 5 2 - 7 1 1 1	甲南町 5-6-7
芦屋セントマリア病院	0 7 9 7 - 2 3 - 1 7 7 1	芦屋市朝日ヶ丘町 8-22

知っておくべき救護班の知識

■支援が必要な高齢者

(1) 避難所で困ること

- ・高齢者は基礎体力が低下している場合が多く、手や足腰、視聴覚など複合的に能力が低下している場合があります。
- ・日常であれば問題なく生活できる高齢者でも、動揺して日常生活動作に支障がでる場合があります。
- ・地域とのつながりが薄いひとり暮らし高齢者は、孤立することがあります。
- ・体は元気でも、認知症を患い常時見守りが必要な人がいます。
- ・軽度の認知症を患っていても、急激な環境の変化で悪化する場合があります。

※認知症の人にみられる特徴（主な例）

- *何が起きているかや、場所や時間を正しく理解できません。
- *身の回りのことを行うことができなくなります。
- *物事を正確に判断することが困難です。
- *環境の変化を受けやすく、パニック、徘徊や大声などの症状がでる場合があります。

(2) 必要なもの・体制

- ・車いす ※ノーパンクタイヤが望ましい
- ・車いすのメンテナンスキット、杖、簡易トイレ、紙おむつ
- ・おしりふき、ストロー、食事器具（スプーン）、簡易ベッド
- ・救急キット、飲み込みが難しい人へ柔らかいレトルト食品
- ・医療機関との連絡体制の構築
- ・認知症の人の静養室（長期）⇒ 福祉避難窓口で対応
- ・ベッドルーム ⇒ 福祉避難窓口で対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・移動に必要な物品（杖・車いす）を配布。
- ・車いす利用者には、ベッドコーナーで対応する。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットをおくなど工夫してベッドをつくります。
- ・和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用し、車いす利用者も活用できる場所へ配置します。

○ 対応方法（ソフト）

- ・高齢者全般への対応（例）
 - ⇒ 熱中症や脱水症状などの体調の変化には気を付けます。
 - ⇒ 床にもものがあつたり、ぬれていると転倒の危険性があるので床面の状況を常に注意します。
- ・認知症の人への対応（例）
 - ⇒ ざわめきや雑音が多いと不安定になるため、雑音などが少ないところ（奥の場所や静養室・個室など）に居場所を確保するなど、静かな環境を可能な範囲で整え

ます。場所の確保が難しい場合は、本人の座る向きを変えて、視界に人ができるだけ入らないようにするなど工夫します。

⇒ 人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが強い刺激となる場合があるので注意します。

⇒ 本人の話をゆっくりと聞き、自尊心を傷つけないよう意志を確認します。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ホームヘルパー・介護福祉士・介護支援専門員
- ・社会福祉士・医療機関関係者など

☆ 少し気遣って・・・

- ・自分でできる身の回りのことは、自分で行ってもらいます。
- ※ できることまで支援すると、自立した生活を阻害することになります。
- ・移動が難しい場合は、窓口や出入口、トイレに近い場所を確保します。
- ・精神的動揺が激しい場合は静養室を活用します。
- ・認知症の人の家族が困っている場合は「気にしないで」「お互い様ですよ」などの一声をかけることで、家族は安心するため、一声かけることにも注意します。
- ・必要に応じて見守りや声掛けを支援者が複数で行うことに注意します。

■視覚に障がいのある人

(1) 避難所で困ること

- ・視覚による情報の把握が困難です
⇒ 視覚での情報が伝わらないため、配給などの重要情報が行き届かない場合があります。
- ・自分がいる場所の把握に困ることがあり、一人での移動が困難です。
⇒ 避難所でのメンタルマップ（心的地図：安全な歩行のために頭の中で地図や道順を構成したもの）の作成が難しく、多くの荷物が乱雑に置かれた避難所では移動が困難です。
- ・盲導犬の居場所の確保が困難です（周囲の理解不足）。

(2) 必要なもの・体制

- ・携帯ラジオ、白杖、補助犬（盲導犬） ⇒ 福祉避難コーナーを活用

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・屋外トイレは、順路を把握しやすいようロープなどを張り動線を確認します。
- ・情報伝達は放送装置などを活用し、わかりやすい情報を繰り返し流します。

○ 対応方法（ソフト）

- ・視覚に障がいのある人に配給など重要な情報が伝わっているか個別に確認します。
- ・居住スペースは壁際や角など比較的自身の位置がわかりやすい場所に。
- ・補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じ、修理・支給を行います。
- ・手伝うときは一声かけて行う。誘導する場合は手をひっぱるのではなく、少し前に

立ち、肩などを持ってもらい案内します。方向は時計の針の方向で示し、段差がある場合はその都度きちんと伝えます。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ヘルパー・視覚障がい団体などの関係者

☆ 少し気遣って・・・

- ・居住スペースからトイレなどに移動する際のルートをあらかじめ決めておき、誘導時に伝えるべき情報（段差など）を想定しておきます。
- ・動く人が少ない夜間に行動されることがあるため注意します。
- ・居住スペースが広い場合、自身の位置が把握しにくいいため注意します。

■聴覚・言語に障がいのある人

(1) 避難所で困ること

- ・音声による情報の把握が難しいため、コミュニケーションがとりにくく、配給などの重要情報が伝わらない場合があります。
- ・話しかけても返事ができない場合、誤解される可能性があり、コミュニティから孤立してしまう可能性があります

(2) 必要なもの・体制

- ・メモ帳とペン、掲示板、携帯電話、PC、ライト、電光表示システム、液晶モニター、コミュニケーションボードなど

※コミュニケーションボードとは・・・

「食べる」「飲む」「どこが痛い」「手当」
「トイレ」「移動する」などの絵記号や文字などが表記されたボード。言葉で自分の気持ちを表したり、相手の言葉の理解が難しい人たちが、指し示すことでやりとりを行う道具のこと。（参考一部抜粋）



公益財団法人明治安田こころの健康財団
「コミュニケーション支援ボード」参照

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 避難環境の整備（ハード）

- ・筆談を基本としている利用者には夜間でも筆談ができるよう、懐中電灯を配ります。
- ・多くの人が見やすい場所に重要情報を掲示しわかりやすく伝えます。

○ 対応方法（ソフト）

- ・配給などの重要な情報がある場合は、本人に伝わっているかどうか確認して、伝わっていない場合はメモなどで対応します。
- ・掲示板や事務局本部など視覚での情報伝達が伝わりやすい場所に、居住スペースを設けることが望ましいです。
- ・災害直後は筆談などすぐに伝わる方法が基本ですが、人によっては口の動きで判断できる場合があるため、コミュニケーション手段を本人に確認します。
- ・メモ帳での筆談や携帯電話での打ち込みなど、電子ツールを臨機応変に活用し、分かりやすく情報を伝えます。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・手話通訳者・要約筆記

☆ 少し気遣って・・・

- ・筆談する場合はわかりやすい言葉で、縦書きで書くと読みやすいです。
- ・避難所で孤立しないよう、積極的にコミュニケーションをとります。

■手や足に障がいのある人

(1) 避難所で困ること

- ・足に障がいのある人は移動に困難を要し時間がかかる場合があります。
- ・車いす利用者などは床面に座ることが難しい場合があります。
- ・和式トイレの利用が非常に難しい場合があります。
- ・脊髄を損傷している人は、感覚がないうえに体温調節が難しい場合があります。
- ・手に障がいのある人は、一人で服を着たり食事することが難しい場合があります。

(2) 必要なもの・体制

- ・車いす ※ノーパンクタイヤが望ましく、メンテナンスキットも必要
- ・杖、簡易トイレ（洋式）、紙おむつ、おしりふき、ストロー
- ・食事器具（スプーン）
- ・飲み込みが難しい人へやわらかいレトルト食品、簡易ベッド
- ・マットレス ⇒ 床ずれの人への対応
- ・ヘルパー派遣事務所との連携
- ・ベッドコーナー、介助犬コーナー ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・車いす利用者がある場合、簡易ベッドを活用。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットを敷くなど工夫してベッドをつくります。

- ・おむつ交換などはパーテーションで区切りベッドコーナー（福祉避難コーナー）の一画を活用します。

○ 対応方法（ソフト）

- ・移動に困難がある人へのスペースは、居住スペースの通路側に確保し、移動距離を短くします。
- ・和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も使える場所へ配置します。
- ・車いす利用者の乗り移りなどは、必ず車いすのブレーキをかけて行います。
- ・トイレなどの介助は、未経験者や力が十分でない人が行うと事故につながる恐れがあるため、家族や経験者の協力を得て、絶対に無理はしません。

（４）必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ホームヘルパー・介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士など

☆ 少し気遣って・・・

- ・車いす利用者が通路を移動された時、通路に荷物があれば横に避けたり、坂道や段差があれば一声かけて支援をするなどスムーズに移動ができるようサポートします。
- ・車いす利用者の目線の高さにモノがあると、思わぬけがにつながるため注意します。
- ・車いす利用者など目線の高さが違う人へは、できるだけ目線を合わせて接することを心がけます。
- ・長時間ベッドで過ごす人には、床ずれに注意し定期的に体位を変えます。
- ・スロープがあっても傾斜が急な場合、転倒する危険があるので注意します。

■内部障がいのある人

（１）避難所で困ること

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周囲から誤解されがちです。
⇒ 日常的に非常に疲れやすいなど個人によって様々な症状があります。
- ・常時服薬している薬の確保（病状の悪化を懸念）
- ・ストーマやパウチなどの専用の装具を利用している人は専用の装具（装着には道具一式（ハサミ・ガーゼ・テープ・ドライヤーなど）が必要）を交換するプライバシーに配慮したスペースが必要です。
- ・避難所などでの集団生活を一定期間強いられる場合、一般的に内部障がい者は、免疫力が低下しているため、風邪などの感染症に対する不安が大きくなります。

※ 内部障がいとは・・・

内臓機能の障害がいであり、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう直腸、小腸、免疫機能などの障がい、その種別により様々な器具を使用されます。

（２）必要なもの・体制

- ・呼吸器疾患の人の中には、携帯用の酸素ボンベを利用されている人がおり、長時間の利用には交換が必要なため、専門業者に連絡し手配します。
- ・医療機関と連携し、専用の装具や薬品などの物品の入手、透析患者への治療の手配などを行います。

- ・簡易オストメイト対応トイレ
⇒ オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）に対応した簡易トイレがない場合は洋式トイレ、椅子、台、手洗い場、洗浄剤、ゴミ袋などを活用して装具を交換します。

（3） 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- ・簡易発電機（電磁波）の近くにペースメーカーを利用されている人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促します。
- ・人工透析を必要とする人や、インスリンを必要とする人などは、継続的な治療が必要なため、早期に医療機関と調整し入院などの手続きを行います。
- ・内部障がいのある人の中には医薬品の枯渇が命に関わる場合があるため、個別のニーズを把握し、それらの情報を医療機関と共有し、いっどこで手に入るかなど正確な情報を利用者に伝えることが大切です。
- ・オストメイトの利用者は、専用の装具を自宅やそのほかの場所に備蓄されている場合があるため、備蓄の有無を確認のうえ専用の装具の確保を支援します。備蓄がない場合は、専門機関などと連携し専用の装具を確保します。
- ・医療機関などの巡回診察を実施します。

（4） 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・医療機関関係者・保健師・関係支援団体など

☆ 少し気遣って・・・

- ・内部障がいは外見から判断が難しいため、外見だけで判断せず、積極的にできるだけ多くの避難者に声掛けを行い、ニーズを把握することが大切です。
- ・塩分など食事制限が必要な人もおられるため、食事の提供にも注意が必要です。

■知的障がい・精神障がい・発達障がいのある人

（1） 避難所で困ること

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周りから誤解されがちです。
- ・突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが困難です。
- ・コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがあります。
- ・あいまいな表現が分かりにくい場合があります。
- ・読み書きや計算が苦手な場合があります。
- ・不安になり、パニックになる場合があります。
- ・急激な環境の変化への順応が特に困難です。
- ・時間の感覚が分かりにくかったり、特定の音が不快になる場合があります。
- ・避難所でじっとしていることが難しい場合があります。
- ・ストレスに敏感なことが多く、症状が悪化する場合があります。
- ・集団生活のペースやルールについていけない場合があります。
- ・常時服薬している薬の確保が必要な場合があります。（症状の悪化を懸念）

(2) 必要なもの・体制

- ・コミュニケーションボード
- ・落ち着ける場所 ⇒ 静養室（福祉避難コーナー）やアウトドアを活用
- ・医療機関などと連携し、薬品などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築します。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- ・状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことをゆっくりと聞き、本人を尊重しながら、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」など「わかりやすい言葉」で接します（あいまいな表現は避け、コミュニケーションボードなどを活用します）。
- ・できるだけ一人にしないように努めます。
- ・避難所が広く、自分の居場所が十分に理解できない場合は、間仕切りなどをつくり、イスや座布団で居場所を明確に示します。
- ・人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが強い刺激となる場合があるので注意します。
- ・急激な環境の変化でパニックになる人もいますが、冷静になれば落ち着くためパニックをおこす前に騒がしい場所から離れた静養室などで対応します（空き教室を優先的に活用し、確保できない場合は福祉避難コーナーの静養室や簡易テント、車などのアウトドアも活用し対応します）。
- ・服薬している人は薬がなくなることへの不安を抱く場合があることから、通院が中断した人には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行います。
- ・配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認します。
- ・掲示板はできるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字にはふり仮名をふります。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・特別支援学校教諭・社会福祉士・知的障害者施設などの従事者
- ・精神科医・保健師・看護師・精神保健福祉士
- ・臨床心理士などのカウンセラー・ホームヘルパーなど

☆ 少し気遣って・・・

- ・家族などと一緒に生活できるような安心できる環境が何より大切です。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障害の特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行います。また、その際は個人情報の取り扱いに十分に注意します。
- ・案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろうろしている人がいたら、積極的に声掛けを行います。
- ・支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行い、孤立しないように注意します。
- ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩に誘うなども有効です。

■難病者・希少難病者

(1) 避難所で困ること

- ・人工呼吸器装着者は電源の確保が命に繋がることから最優先の救援が必要です。
- ・難病の症状は千差万別で四肢、内臓、視覚、聴覚などに現れ、それらが複合している場合もあり、個別にケアが必要なため医療機関との連携が不可欠です。
- ・症状が日によって一定でなく外見で判断がしにくいため、休まれているとき、他人から誤解を受けやすいです。

※ 難病者・希少難病者とは・・・

原因不明、治療方法が未確立であり、後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。また、治療が長期にわたり、経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために、家庭や、精神的にも負担の大きい疾病。疾病により状態が様々で個別の対応が求められます。(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障がいのある人、視覚障がいのある人など)

(2) 必要なもの・体制

- ・特殊な薬剤や医療的な器材など関係機関から早期に入手
- ・医療機関、難病支援団体などの関係機関との連絡連携体制を構築
- ・静養室 ⇒ 福祉避難コーナー (体調が優れない場合)

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法 (ソフト)

- ・人工呼吸器を装着している人など、専門的な医療ケアが緊急に必要な人は、医療機関などとの連携のうえ早期に移送します。
- ・難病かどうか判断が難しいため、本人に聞き取りしてニーズを把握し、状況によって必要な設備の設置や関係機関への協力要請など対応を行います。
- ・医療機関関係者の巡回の実施を継続的に行う体制を築きます。

(4) 必要な専門員 (避難生活が長期化する場合)

- ・医療機関関係者・保健師・重度障害者の施設職員
- ・難病支援団体など

☆ 少し気遣って・・・

- ・大勢の避難者の中で自身が難病であることを自己申告することは非常に困難です。外見だけで判断せず、できるだけ多くの避難者へ「何か困ったことはありませんか」など積極的に声かけを行い、難病者を早期に把握することが重要です。
- ・医薬品の枯渇が命に関わる人がいます。「医療薬品」の利用者のニーズ、それらに関係医療機関と連携し、医療薬品の入手方法、時期などの正確な情報を把握し伝えることが必要です。

■妊産婦・乳幼児

(1) 避難所で困ること

- ・プライバシーを守れる場所（授乳室・オムツ交換室）が必要です。
- ・妊婦は転倒するとかなり危険。特に階段を降りるときが危険です。
- ・妊婦はトイレが近くなることがあり、かがむ必要がある和式トイレの利用が困難です。
- ・妊娠初期の人は見た目でもわかりにくいいため、体調の悪化など見逃しやすいです。
- ・乳児のための必需品（粉ミルク・おむつ・おしりふきなど）が不足しています。
- ・幼児が遊ぶスペースがありません。
- ・子供が複数いる人への支援が不足しがちです。

(2) 必要なもの・体制

- ・和式トイレしかない場合は、洋式の簡易トイレを設置
- ・粉ミルク ⇒ ない場合はおもゆ（薄いおかゆの上澄みのこと）を活用
- ・離乳食、おむつ、乳幼児の着替え
- ・さらし ⇒ 「おんぶひも」や「ガーゼ」にも代用可能
- ・更衣室・授乳室・育児コーナー ⇒ 専用スペースを活用
- ・洗濯物を干す場所（テントなどを活用する。）
- ・医療機関、助産師などの関係機関との連絡連携体制を構築

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 避難環境の整備（ハード）

- ・床にもものがあつたり、ぬれていると転倒の危険性があるので、床面の状況に常に注意します。
- ・トイレに近い人はトイレに距離が短い場所をスペースとして確保します。
- ・授乳室の設置が難しい場合、傘などを活用して目隠しを行うことも有効です。

○ 対応方法（ソフト）

- ・乳幼児のアレルギーを事前に家族に確認し対応します。
- ・身体が冷えないようにカイロの活用などの対策を講じます。
- ・おむつがない場合、タオルを代用します。
- ・おまるなどが無い場合、バケツ（ない場合は買い物ナイロン袋）に新聞紙やトイレトペーパーを濡らして入れて用を足す方法も有効です。
- ・クーラーボックスや衣装ケースなどを活用し赤ちゃんのお風呂として代用します。
- ・哺乳瓶の煮沸消毒や薬液消毒ができない時は、不衛生な哺乳瓶は使用せず、使い捨ての紙コップなどを活用して少しずつ飲ませます。調乳でペットボトルの水を利用する時は、硬水（ミネラルが多く含まれる水）は避けます。
- ・不安な症状があれば、専門員などに相談します。
- ・医療機関などの巡回診察を実施します。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・助産師・医療機関関係者・保健師・保育士

☆ 少し気遣って・・・

- ・泣いている赤ちゃんがいた場合、「お互い様ですよ」など思いやりの心で家族に接

します。

- ・男性には相談しにくい問題もあるため、妊産婦にはできるだけ女性の支援者が声をかけることが望ましいです。
- ・育児コーナーは就寝場所から離れた場所（乳幼児の声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努めます。
- ・子どもが子どもらしく過ごせるように、おもちゃやおかしなどを確保し、居住スペース以外での遊び場を設けます。
- ・子どもが危険な場所（物資置き場やゴミ捨て場など）に立ち入らないように、子どもにも危険な場所がわかるサインなどを活用し対応します。
- ・子どもの夜泣きなどがあった場合、すぐに外に出ていけるよう動線（光るラインなど活用）を確保します。

■外国人

(1) 避難所で困ること

- ・避難所内の生活ルール、行動ルールがわかりにくいです。
- ・言葉の壁で情報が得られないため、周囲とも意思疎通が困難です。
- ・宗教や習慣の違いで誤解などが生じることがあります。
- ・避難所から母国（家族など）に国際電話ができず連絡がとれません。

(2) 必要なもの・体制

- ・コミュニケーションボードを活用
- ・支援ネットワークの構築
 - ⇒ メールなどにより遠隔地からサポートを受けます（他地域の自治体や国際化協会、NPO、外国語大学など）
- ・多言語支援センターの設置を検討
 - ⇒ 日本語を母語としない被災者に対象を絞って支援活動を行う組織

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ハード）

- ・スマートフォンなどを活用した翻訳機を活用します。
- ・国外との通信手段の設置（国際通話できる電話、パソコンなど）

○ 対応方法（ソフト）

- ・やさしい日本語や、ボディランゲージ、サインを活用し日常生活に必要な情報を伝えます。
- ・「外国の人（住民・観光客）も利用できる」ことを避難住民に伝えます。
- ・避難所入口看板、各種張り紙はサインを中心にわかりやすく表示します。
- ・宗教上食べられない食材などを本人に確認して食料配布など対応します。
- ・避難所を巡回する場合、外国の人特有の課題に留意し対応します。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・通訳者（被災地で活躍する多言語で通訳できるボランティアなど）
- ・「多言語支援センター」の設置

☆ 少し気遣って・・・

- ・「外国の人だから特別扱いされている」と周囲から思われたいよう、対応する場合には皆のいる場所で行うなど注意します。
- ・簡単な英語ができる外国の人には、日本旅行のガイドブックなどを活用しながら会話をする方法も検討します。

■支援が必要なけが人 ※入院が必要でないけが人

(1) 避難所で困ること

- ・平常時は問題なく生活を送れる人も、けがをして動作に制限があったり、一時的なショックを受けている場合があります。
- ・けがの痛みやその状態に慣れていないため、少しの動作も非常に時間がかかったりできない場合があります。

(2) 必要なもの・体制

- ・車いす ※ノーパンクタイヤが望ましい
- ・車いすのメンテナンスキット、杖、簡易トイレ、紙おむつ
- ・おしりふき、簡易ベッド、ストロー、食事器具（スプーン）
- ・医療機関との連絡体制の構築
- ・静養室（短期）、ベッドルーム ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・移動に必要な補装具（杖・車いすなど）を配布します。
- ・車いす利用者がある場合、居住スペースはベッドルームを活用する。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットをおくなど工夫します。

○ 対応方法（ソフト）

- ・けが人は救護所で処置を行います。医療的な対応が必要な場合は医療機関などと調整のうえ移送します。医療機関などの巡回診察も併せて実施します。
- ・和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も活用できる場所へ配置します。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・医療機関関係者・ホームヘルパー・介護福祉士
- ・介護支援専門員・社会福祉士など

☆ 少し気遣って・・・

- ・移動が困難な場合は、その状況に合わせて居住スペースを、通路側や窓口、出入口・トイレに近い場所に確保します。
- ・けがをしたときは誰もが心細くなるため、「大丈夫ですか」などの声掛けを定期的に行うなどで安心につながるため、できるだけ孤立しないように注意します。
- ・けが人ではないが、被災の影響でメガネなどをなくした人は、一時的に視覚に支障がでる場合があるため注意します。

「緊急避難場所」と「避難所」

○緊急避難場所

- ・命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れるための場所

○避難所

- ・自宅が被災し帰宅できない場合などに一定期間、避難生活を送るための場所

「福祉避難所」

神戸市では、「福祉避難所」として「地域福祉センター」などを指定しています。

(1) 対象者

- ・身体等の状況が、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の方等であって、通常の避難所では避難生活に困難が生じる要援護者
- ・具体的には、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、病弱者など特別な配慮を必要とする方、及びその家族
- ・常時介護を必要とするような要援護者は、定員超過受け入れによる「緊急入所」で対応するため、福祉避難所の対象とはなりません。

(2) 入所の流れ

- ①要援護者も含め、一旦は避難所に避難します。
- ②ケースワーカーや保健師等が、避難所で行う要援護者実態調査をもとに、市が指定避難所での生活に困難がある方を決定します。
- ③常時介護を必要としない要援護者は、福祉避難所へ避難を行います。

→参考：神戸市の福祉避難所について
兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル（H30.3）

居住地区について

- ・「居住地区」は、円滑な運営を行うための基礎単位となります。避難所内での連絡や当番などを担います。
- ・東灘小学校の避難所では「本庄町」「深江本町」「深江北町」「深江南町」「その他地区」に分けてください。
※帰宅困難者は一時的に「その他エリア」で受け入れます。
- ・世帯を一つの単位とし、数世帯でひとつの「居住地区（概ね 40 名を程度）」を編成します。
- ・血縁関係や居住地区を考慮して編成します。
- ・居住地区ごとに地区長を 1 名決めます。
- ・地区長は、地区の人数確認などの把握を行うと同時に、意見や要望をまとめて「避難所運営本部」へ提出します。
- ・掲示板を確認し、居住地区内に情報を伝達します。
- ・地区のメンバーは、各班の当番（共用部の清掃、炊き出し、生活水の確保など）を行います。
- ・当番は居住地区内での交代制を原則とし、特定の個人に負担のかからないよう配慮します。

避難所運営ルール（案）

1. この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
2. この避難所の運営主体となる「避難所運営本部」を立ち上げます。
 - (1) 運営本部は、毎日 時、 時に定例の会議を行います。
 - (2) 運営本部には、会長、副会長、及び避難者それぞれが仕事を分担して避難所運営を行うため「総務」「管理」「情報」「物資」「施設」「保健衛生」「救護」「ボランティア対応」の活動班を置きます。
3. 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖します。
4. 避難者は、世帯単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所から退所する時は、管理班に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
5. 職員室、保健室、調理室、理科室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋に避難できません。また避難所では随時居住スペースの移動を行います。
6. 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の世帯ごとに配給します。
 - (2) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (3) ミルク・おむつなど特別な要望は、物資班で対応します。
7. 消灯は、 時です。
 - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
8. 放送は、 時で終了します。
9. 電話は、 時から 時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送等により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用してください。
10. トイレの清掃は、 時、 時に、避難者が交替で行うこととします。
 - (1) 清掃の時間は、放送を行います。
 - (2) トイレは、それぞれのトイレに掲示する注意事項に従って使用してください。
11. 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には、付き添い人を求めてください。
12. 校舎内への自動車・自転車の乗り入れは禁止します。
13. 校舎内での飲酒・喫煙は、禁止します。
14. 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
15. 犬・猫等のペットの同伴は禁止です。ただし、盲導犬等の補助犬は除きます。
16. ごみは分別して指定された場所に出してください。
17. 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
18. 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

〈参考〉 避難所運営の基本的な考え方

(1) 発災直後からの段階に応じた避難所づくり

- ・避難者の「避難生活の安定」や「健康の維持」を最優先に考えた運営を行います。
- ・限られた人員や物資のなか、優先すべき事項や重要度が増してくる事項を整理し、適切に対応することで、避難者の良好な生活環境が守られるような運営が求められます。

(2) 避難者支援の拠点としての避難所づくり

- ・避難所は、情報の収集・提供、食料・飲料水・物資・サービスの提供、トイレの提供など、地域の支援拠点となります。
- ・避難所の運営にあたっては、①避難所で生活する方のほか②その地域で在宅にて避難生活を送る方③車中やテントに寝泊りする避難者一も支援の対象とします。

(3) 災害時要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

- ・避難所は、年齢・性別・障がいの有無、その他置かれた状況が多岐にわたる避難者が共同生活を送る場所です。
- ・情報、意見や要望の収集を行い、さまざまな避難者の意見やニーズを避難所ごとのルールにまとめ、運営に反映させることが求められます。
- ・運営には女性も加わり、女性の意見も取り入れた避難所運営をすることが求められます。

＜参考＞ 避難所運営に携わる人の役割

避難所の運営では、避難所担当職員（東灘区役所）、施設管理者（東灘小学校）、自主防災組織（東灘小学校区防災福祉コミュニティ）のメンバー、避難者が「避難所運営の基本的な考え方」を理解し、互いの役割に基づいて運営することが求められます。

（１）避難所担当職員

- ・避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織のメンバー、避難者と連携し、避難所運営の全般に携わります。
- ・初動期においては、運営関係者と連携し、初動を行う暫定的な組織づくりを誘導します。
- ・東灘区災害対策本部や関係機関との連絡調整、避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行います。

（２）施設管理者

- ・避難者の居住スペース、共有スペース、立入り禁止区域の設定・設置、備蓄や資材の利用など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わります。
- ・本来の施設利用者と避難者が互いに施設内空間を共存できるよう調整を行います。
- ・学校園においては「学校園防災マニュアル作成指針」に基づき、平常時から避難所運営に備えます。

（３）自主防災組織等のメンバー

- ・その組織力を活かし、避難所運営の中心となって各種活動を行います。

（４）避難者

- ・自主防災組織等のメンバーと連携して避難所運営の各種活動を積極的に行います。
- ・避難生活の長期化に伴い、運営の中心的役割を担うとともに、最終的には自主運営を行います。
- ・避難所生活での課題は、自ら解決するべき課題ととらえ、避難者同士で連携、協力して、課題解決に取り組みます。

＜参考＞「ペットの問題が生じた場合」

東灘小学校はペット同伴禁止の避難所ですが、多くの避難者からペット同伴の要望があった場合、運営本部会議で協議すべき内容を以下に示しておきます。
ペットに関する担当は「保健衛生班」が担います。

- ・避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止し、敷地内の屋外に専用スペースを設け、その場所で飼育します。

※多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペットの持ち込みは禁止します。

- ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。

「ペットの飼育ルールと広報文（案）」

避難所では、多くの方が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主のみなさんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ①ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻（おり）の中で飼ってください。
- ②飼育場所周辺は、飼い主の手で常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ペットに関する苦情の予防、危害防止に努めてください。
- ④屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤給餌は、時間を決めて行い、その都度きれいに片付けてください。
- ⑥ノミの駆除に努めてください。
- ⑦運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧飼育困難な場合は、専用の施設への一時預かりなどを検討してください。
- ⑨他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営本部に届け出てください。

〈付録〉

✂️ 段ボールつuitateの作り方

① 段ボール2枚用意



② 線を引く→切る→曲げる



③ 幅に合わせて切る



④ 切りこみにはめる

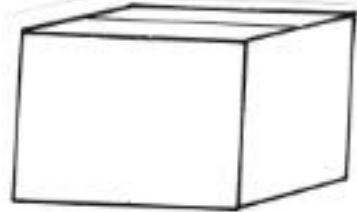


カッターの取り扱いには注意しましょう!

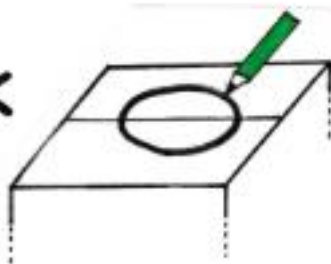
<付録> 簡易ダンボールトイレの作り方

 **カンタン★トイレの作り方**

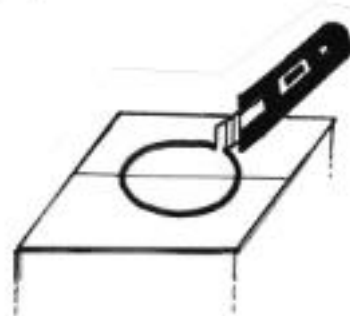
①段ボールを組み立てる



②丸く線をかく

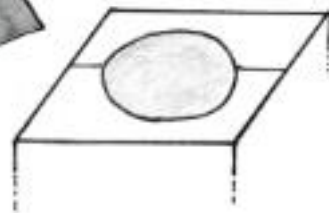


③カッターで切る



④新聞紙を丸めて入れる

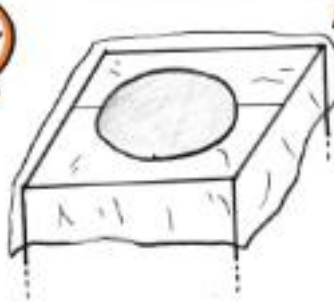
消臭効果



⑤ビニール袋を穴に入れてかぶせる

完成

二重!!



用を足した後は
ビニール袋だけ
処分しよう!!



<付録> ジャがりこサラダの作り方

<用意するもの>

- ・ジャがりこ
- ・お湯
- ・マヨネーズ、塩コショウ
- ・スプーン ※プラスチック製は避けてください

<作り方>

①お湯を注ぐ

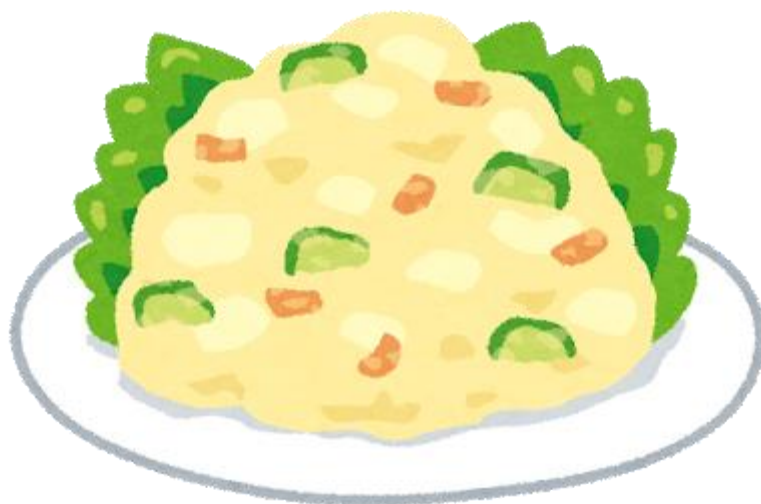
「ジャがりこ」のフタをあけてお湯を入れます。最初は3センチくらいを目安にお湯を入れます。まずは少なめに入れておくのが失敗しないポイントです。後から少しずつお湯の量を調節します。

②柔らかくなったらスプーンでつぶす

お湯を入れた「ジャがりこ」にフタをして1～1分30秒ほど待ち、柔らかくなったらスプーンでつぶします。固かったらもう少し放置するかお湯を足してみます。

③お好みでマヨネーズ、塩コショウを入れる

「ジャがりこ」が適度な柔らかさになったところで盛り付けをします。お好みでマヨネーズ、塩コショウを入れれば完成です。



東灘小学校防災福祉コミュニティ会議参加団体

主催

東灘小学校区各自治会

後援

東灘消防署・東灘消防署青木出張所・東灘小学校・

東灘区役所まちづくり課・東灘消防団本庄深江分団

1・17KOBE 防災委員会・神戸新聞社

協賛参加団体

繁栄自治会・札幌地区自治会・稲荷筋自治会・本王寺自治会

深江本町1丁目自治会・カネボーアーバンマンション

長栄町自治会・深江南町1丁目自治会・本庄北自治会

本庄地区婦人会・深江北部民生児童委員協議会・東灘小学校 PTA

東灘のぞみ幼稚園・きらり保育園・第2きらり保育園・

本庄あんしんすこやかセンター・ひがしなだ身障者地域生活支援センター

青少年育成協議会東灘支部・東灘小学校開放教室運営委員会・



この事業は、「公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構」と「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて実施しています。